

医療機器共同利用委託契約書

委託者 _____ (以下「甲」という。) と受託者 医療法人社団 紅葉会 もろども中央病院 (以下「乙」という。) は、検査の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 地域の医療機関との連携を図り医療機器を共同利用することで、地域住民の方々の診療内容の充実および疾患の早期発見を目的とする。

(概要)

第2条 検査の委託契約内容は、次の各号によるものとする。

1. 甲は、検査の実施について乙に依頼し、乙はこれを受託するものとする。
2. 甲は、検査の実施にあたり乙に検査日時の予約をとり、患者に説明を行う。
3. 乙は、受託した検査を行い、その検査結果情報 (画像データ等) を甲に渡す。

(委託の種類)

第3条 共同利用委託の種類は次の通りとする。

1. CT (80 列) 装置による画像撮影・検査
2. MRI (1.5 テスラ) 装置による画像撮影・検査
注) 但し、上記 1, 2 について造影検査は行わない。
3. 骨塩量測定装置 (デキサ法) による検査

(検査料金)

第4条 この契約に係る委託料金等については別紙「医療機器共同利用における利用料金等について」の通りとする。

(契約期間)

第5条 この契約による委託期間は、 年 月 日より1年間とする。

また、この契約の有効期間満了前、1ヶ月までに契約当事者のいずれの一方からも、この契約の改定等について何等かの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から更に1年間この契約を更新されるものとし、以後も同様とする。

(契約の解除)

第6条 甲又は乙が、正当な理由により本契約の中止を申し入れた場合、協議のうえ本契約を解除することができる。

(検査結果の疑義)

第7条 検査結果に疑義がある場合は、次の各号により処理するものとする。

1. 甲は、検査結果受領後 7 日以内にその内容を乙に通知しなければならない。
2. 乙は、前号の通知を受けた時は、甲と協議のうえ、再検査、その他適切な処理をしなければならない。

(検査実施中の事故責任)

第8条 検査実施中 (開始から終了まで) に不慮の事故が生じた場合は、乙の責任において対処するものとする。

(個人情報)

第9条 乙は、本契約に基づいて検査を実施するために知り得た患者の個人情報について、検査目的以外に使用しないものとする。もし、乙により個人情報が漏洩した場合は、乙はその責任を負うものとする。

(協議)

第10条 この契約について疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、その都度甲・乙協議のうえ解決するものとする。

上記の契約を証するため本契約書を 2 通作成し、甲乙記名捺印のうえ各自 1 通を保持する。

(甲) 委託者 住所

契約者名

印

(乙) 受託者 住所 佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津 2 3 0 番地 2

契約者名 医療法人社団 杠葉会 もろどみ中央病院
理事長 牧 孝将

印

(別紙)

医療機器共同利用における利用料金等について

(2024年6月1日現在)

1. 利用料金について

乙が実施する検査等とその利用料金は、下表「利用料金表」の通りとする。

<利用料金表>

(単位円：税込み)

検査種類	検査料	読影料	合計	備考
CT 装置	読影なし	8,976	-----	8,976
	読影あり	8,976	3,960	12,936
MRI 装置	読影なし	12,760	-----	12,760
	読影あり	12,760	3,960	16,720
骨塩量測定装置	腰椎	3,168	-----	腰椎 3,168
	大腿骨	1,232	-----	大腿骨 1,232
	腰椎/大腿骨同時	3,960	-----	腰椎/大腿骨同時 3,960

(利用料算定方法) 診療報酬点数×10×80%+消費税

注1) 同一患者で同月内2回目の検査になる場合は、上表料金の80%とする。

注2) 乙から甲への検査結果情報の提供については、インターネット配信方法を基本とするが、甲がCD媒体渡しを希望する場合は、甲は乙に別途手数料1,100円(税込み)を支払うこととする。

注3) 診療報酬改定時には利用料金に変更になる場合がある。

注4) レセプト作成時の留意点

➤ レセプト作成時算定項目(貴院での保険者および患者さまへのご請求)

・CT撮影料900点* + 電子画像管理120点 + 画像診断料450点

*CT撮影料については、64列以上のマルチスライス型の機器使用であるが施設基準上、900点が適用される

・MRI撮影料1,330点 + 電子画像管理120点 + 画像診断料450点

・骨塩量測定装置 腰椎360点 大腿骨140点 腰椎/大腿骨同時450点

➤ 保険請求の際は摘要欄に「もろどみ中央病院との画診共同」の文言が必要。

2. 請求方法と支払方法について

利用料金の請求方法と支払方法については次の通りとする。

① 乙は甲へ月末締めで翌月初旬に利用料金を記載した請求書を発行する。

② 甲は乙へ請求書受領後当月末までに下記の振込口座に銀行振込で支払う。

なお、振込手数料は甲の負担とする。

<振込口座>

佐賀銀行諸富支店 普通預金 3005169

医療法人社団杠葉会 もろどみ中央病院 理事長 牧 孝将